

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスは、年齢や性別に関わりなく誰もが、仕事や家庭生活、地域生活、自己啓発など様々な活動をライフステージに応じて自らの希望するバランスで行うことのできる状態のことであり、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、子育てや介護も含め、家族が安心して暮らし責任を果たしていく上で重要なものです。

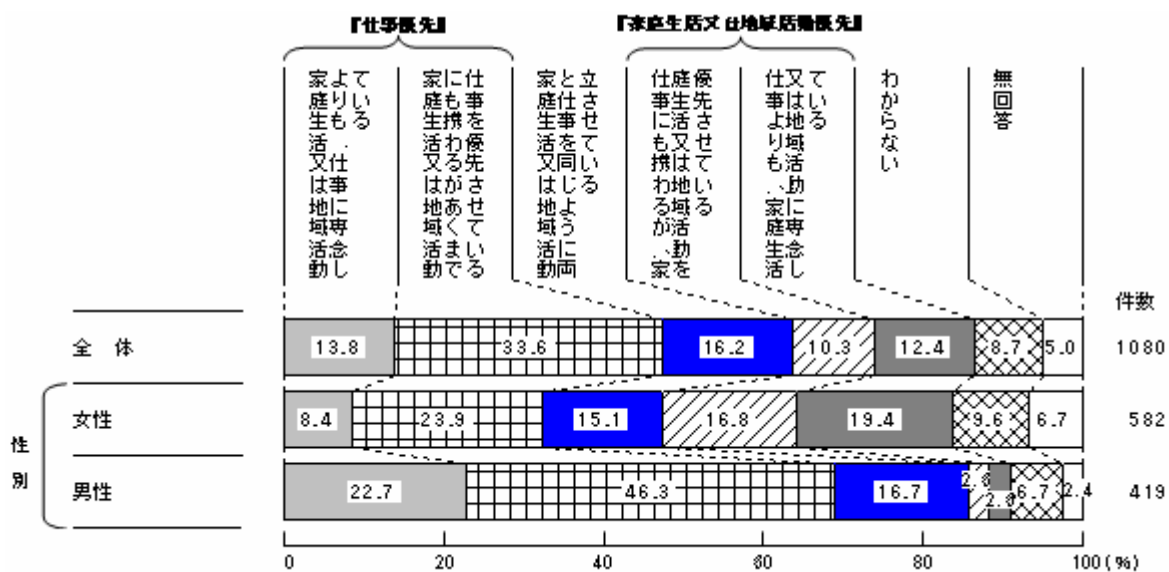
しかしながら、平成 21 年度(2009 年度)の市民アンケートでは、家庭生活又は地域活動と仕事について、「同じように両立させている」と回答した人は 16.2%と 2 割にも満たず、ワーク・ライフ・バランスが十分に進んでいないのが現状です。

その背景として、ワーク・ライフ・バランスが個人の生活の充実のために必要なものという理解が進まなかったこと、生産性の向上や優秀な人材の定着などが企業にとって有益であるといった周知が不十分であったこと、経済情勢や雇用環境の急激な変化に対して、保育サービスなどの子育て支援策が十分に機能しなかったことなどが挙げられます。

男女がともに、ライフステージに応じて多様な生き方を選択して社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮することは男女共同参画社会の形成の基盤となるものであり、そのためにも長時間労働の見直しなどを通して、ワーク・ライフ・バランスを推進することは重要です。

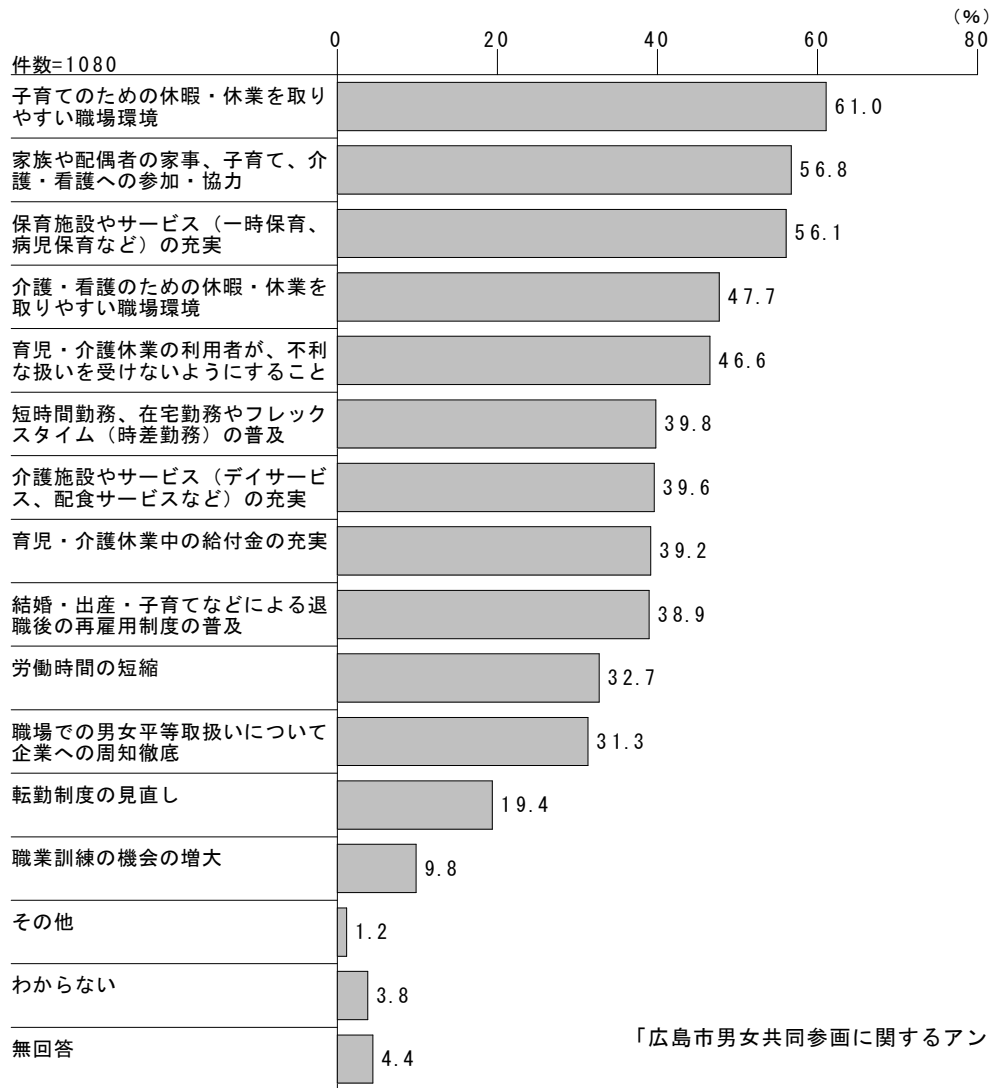
今後、事業者をはじめ、市民一人一人に、ワーク・ライフ・バランスの意義が浸透し、誰もが多様な生き方が選択できるよう、雇用の場や子育て、介護など個人を取り巻く環境を整備する必要があります。

《自分自身のワーク・ライフ・バランスについて》

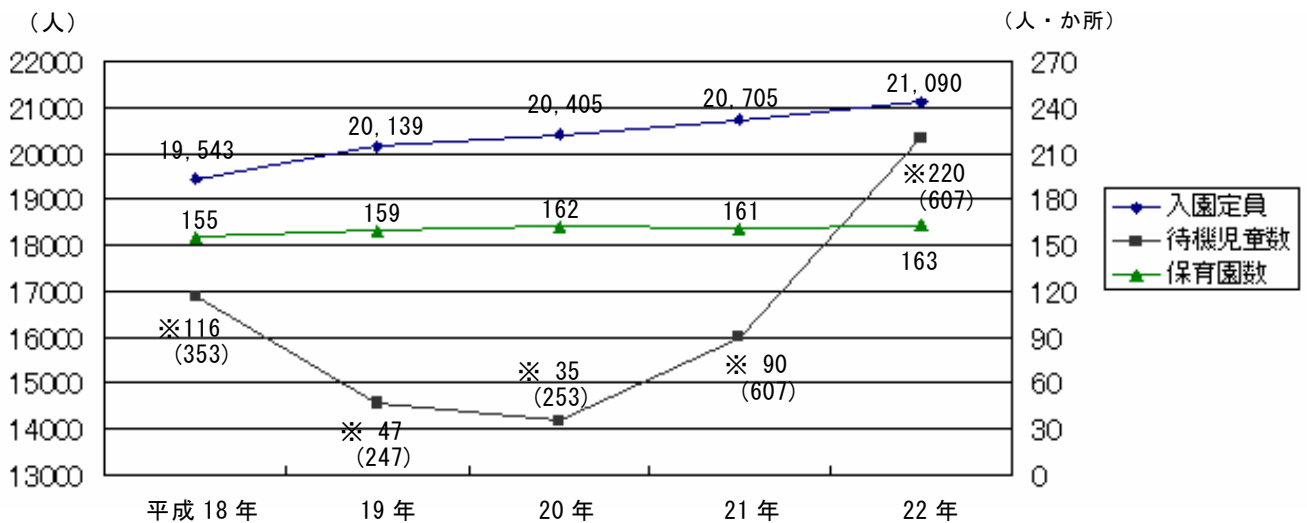


「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成 21 年度)」

## 《ワーク・ライフ・バランスのために必要なこと》



## 《保育園数、入園定員、待機児童数の推移》（各年 4 月 1 日）



※待機児童数の（ ）内は、他に入園可能な保育園があるにもかかわらず、特定の保育園を希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童を加えた数である。

「広島市調べ」

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 基本施策 | 1 ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進 |
|------|-----------------------------|

ワーク・ライフ・バランスが、事業者、労働者双方にとって有益かつ大切なものであることの周知を図るための広報・啓発活動に取り組み、仕事と生活の調和を推進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

ア 学習機会や情報の提供

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、市民、事業者などに対する、ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会や情報提供などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- ワーク・ライフ・バランスに関する冊子作成 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催 [市民局]
- 男女共同参画拠点施設における情報提供の充実、学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

|      |             |
|------|-------------|
| 基本施策 | 2 子育て支援策の充実 |
|------|-------------|

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大と、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

(1) 保育サービス等の充実

ア 保育園整備など児童受入枠の拡大

保育園入園待機児童の解消を目指し、保育園の整備などにより受入枠の拡大を図ります。

※ 具体的取組

- 保育園の整備 [こども未来局]
- 私立幼稚園預かり保育事業 [こども未来局]

イ 多様な保育サービスの提供

子どもの福祉に配慮し、多様な保育需要に対応した延長保育、病児・病後児保育などの保育サービスを提供します。

※ 具体的取組

- 延長保育事業 [こども未来局]
- 病児・病後児保育事業 [こども未来局]
- 子育て短期支援事業 [こども未来局]
- 休日保育事業 [こども未来局]

ウ 子どもの放課後等の居場所の確保

児童館未整備学区の解消に努めるとともに、学校施設を活用した地域の担い手による子どもの放課後等の居場所づくりを進めます。また、留守家庭子ども会については、入会する児童の増加に対応したクラスの増設などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- 児童館の整備 [教育委員会]
- 留守家庭子ども会の運営 [教育委員会]
- 放課後プレイスクール事業の拡大 [教育委員会]

## エ 幼稚園における子育て支援

幼稚園の施設や機能を活用し、遊びの場や機会の提供、子育てに関する相談などの子育て支援事業を展開します。

### ※ 具体的取組

- 幼児のひろば推進事業 [教育委員会]

## オ 子育てに関する相談や学習機会などの充実

子育てに関する不安や負担感を解消するため、相談や学習機会、情報提供などの充実を図ります。

### ※ 具体的取組

- きんさい！みんなの保育園事業（保育園での育児相談など） [こども未来局]
- 家庭児童相談事業 [こども未来局]
- 地域子育て支援センター事業 [こども未来局]
- 青少年総合相談センター相談事業 [教育委員会]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 保育士の研修【再掲】 [こども未来局]
- はじめての子育て応援事業 [こども未来局]
- パパのためのコミュニケーション講座の開催 [市民局]
- ⑧ 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施【再掲】 [市民局]

|      |            |
|------|------------|
| 基本施策 | 3 介護支援策の充実 |
|------|------------|

介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保など、介護支援策の充実を図ります。

### (1) 介護支援事業の充実

#### ア 介護についての学習機会などの充実

介護を社会全体で支えるという考え方にに基づき、男女がともに介護の担い手になるため、介護についての学習機会や情報提供などの充実を図ります。

### ※ 具体的取組

- 家族介護教室の開催 [健康福祉局]
- ⑧ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

#### イ 介護支援の充実

地域包括支援センターの相談機能を強化するなど地域で介護を支援する体制の充実を図ります。

### ※ 具体的取組

- 地域包括支援センター運営事業【再掲】 [健康福祉局]

#### ウ 訪問介護など介護サービスの充実

介護を要する高齢者とその家族を社会的に支援するため、訪問介護などの介護サービスの充実を図ります。

### ※ 具体的取組

- 居宅介護（介護予防）サービス等の給付【再掲】 [健康福祉局]
- 介護サービス質向上事業【再掲】 [健康福祉局]

仕事と子育て、介護を調和させることができるよう、「育児・介護休業法」に基づく制度の定着と活用、とりわけ男性が育児休業を取得しやすい環境づくりを進めます。

また、市民や事業者の取組の範となるよう、市役所（職員）自らが率先してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

### (1) 育児・介護休業制度等の定着と利用促進

#### ア 仕事と子育て、介護を調和させるための事業者への働きかけ

仕事と子育て、介護を調和させ、子育て等を行いながらも職場におけるキャリア形成を図ることのできる就労環境づくりのため、民間事業所等の表彰や入札制度における優遇措置、特色のある事例の広報等により、育児・介護休業制度の利用促進や男女を問わず家庭責任を有する労働者への公正な評価の確立、育児短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等について、事業者への周知・啓発を行います。

##### ※ 具体的取組

- 労働時間短縮等に関する広報・啓発事業 [市民局]
- 子育てに優しい事業所顕彰 [こども未来局]
- 男女共同参画推進事業所顕彰 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進連携会議の開催 [市民局]
- 育児・介護休業法に関する広報・啓発事業 [市民局]
- 男女共同参画を積極的に推進する事業所へのインセンティブ拡大の検討【再掲】 [財政局、市民局、都市整備局]
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出の啓発 [市民局]

#### イ 育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発

男女がともに仕事と子育て、介護を調和させることができるよう、労働者に対する育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発を進めます。

##### ※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行【再掲】 [市民局]
- ワーク・ライフ・バランスに関する冊子作成【再掲】 [市民局]
- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

### (2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

#### ア 市職員による取組の推進

職員に家事や子育て、地域活動などの仕事以外の活動への参画を促し、仕事以外の生活の充実についての職員の意識を高めることにより、市役所（職員）のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

また、特に男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、育児休業取得を経験として評価する仕組みや取得期間中の取得者への情報提供などバックアップのプログラムを検討します。

##### ※ 具体的取組

- 広島市職員子育て支援プラン(特定事業主行動計画)の策定及び実施、育児休業制度の周知、啓発 [企画総務局]
- 育児休業を取得した男性職員の所属職場に対する市長表彰 [市民局]
- ワーク・ライフ・バランスに関する冊子作成【再掲】 [市民局]
- 市役所における男女共同参画取組計画「トップランナー（TR）計画」の推進 [市民局]

## 施策の目標（指標）

|   | 施策の目標（指標）                                                                | 単位  | 現 状                      | 目標数値<br>（期 限）          |
|---|--------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------|------------------------|
| 新 | 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合を増やす                                        | %   | 43.8<br>（平成 21 年度）       | 80<br>（平成 32 年度）       |
| 新 | セミナー参加者のワーク・ライフ・バランスについての理解度を高める                                         | %   | 84.6<br>（平成 22 年度）       | 90<br>（平成 32 年度）       |
|   | 男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす<br>（年齢を問わず結婚している男性の平日 1 日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間）【再掲】 | 分   | 39<br>（平成 21 年度）         | 90<br>（平成 32 年度）       |
|   | 保育園入園待機児童の解消を図る                                                          | 人   | 220<br>（平成 22 年 4 月 1 日） | 0<br>（平成 27 年 4 月 1 日） |
| 新 | 保育サービスを利用している保護者の満足度を高める                                                 | %   | 85<br>（平成 21 年度）         | 90<br>（平成 26 年度）       |
|   | 市の男性職員の育児休業取得率を上げる                                                       | %   | 2.46<br>（平成 21 年度）       | 10 以上<br>（平成 26 年度）    |
|   | 民間事業所の男性の育児休業取得率を上げる                                                     | %   | 1.2<br>（平成 22 年度）        | 6<br>（平成 26 年度）        |
| 新 | ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内の民間事業所の数を増やす<br>（仕事と家庭の両立支援企業登録制度への登録事業所数）            | 事業所 | 116<br>（平成 21 年度）        | 470<br>（平成 32 年度）      |